

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月12日
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	050-4561-2573
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月12日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

信託終了（繰上償還）予定に関する記載を追加するため訂正を行います。

2. 【訂正事項】

原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。

下線部分は、訂正部分または追加箇所を示します。

第一部【証券情報】

（ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

2026年6月13日から2026年12月14日まで

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

2026年6月13日から2026年12月14日まで

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間は2026年9月24日までとし、2026年11月12日に信託を終了する予定です。詳細につきましては、後記「（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」をご確認ください。

（ 12 ）【その他】

< 訂正前 >

取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

お問合せ先



< 訂正後 >

取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

お問合せ先



信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

追加的記載事項

「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド」（愛称：りそな ペア・ハイ インカム）
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

追加型証券投資信託「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド」（愛称：りそな ペア・ハイ インカム）（以下、「ファンド」といいます。）について、主要投資対象ファンドの運用会社より、純資産総額の減少により運用方針に則った運用の継続が困難となるおそれがあるとの連絡を受け対応を検討いたしました。投資信託約款に定められた運用の基本方針に則った運用ならびに商品性を維持できるファンドの選定が極めて困難であることから、運用を継続するよりも、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、2026年11月12日付で信託終了（繰上償還）を予定しておりますことをお知らせいたします。

なお、法令に基づき、2026年8月14日時点の受益者（2026年8月13日以降の取得申込および2026年8月12日以前の解約申込の受益者は対象外となります。）を対象に、以下の日程で信託終了（繰上償還）に対する異議申立ての受付を行います。異議申立ての受益権の合計口数が、2026年8月14日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかった場合には、予定通り2026年11月12日に信託終了（繰上償還）いたします。

当該異議申立ての結果（繰上償還の可否）につきましては、2026年9月15日に弊社ホームページ（<https://www.amundi.co.jp>）にてお知らせいたします。

■信託終了（繰上償還）にかかる手続きの日程

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ①法定公告日 | 2026年8月14日 日本経済新聞の朝刊に掲載 |
| ②異議申立期間 | 2026年8月14日～2026年9月14日 |
| ③異議申立結果のお知らせ | 2026年9月15日 弊社ホームページに掲載 |
| ④信託終了（繰上償還）予定日 | 2026年11月12日 |

■留意事項

ファンドの繰上償還が決定された場合は、購入の申込期間および信託期間が以下の通り変更されます。

購入の申込期間	2026年6月13日から2026年9月24日までとします。
信託期間	2026年11月12日までとします。（設定日：2004年3月19日）

■この件についてのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン
電話 050-4561-2500（委託会社の営業日の9:00～17:00）

ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

信託期間は2004年3月19日から無期限とします。ただし、後記「（5）その他 1）信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

<訂正後>

信託期間は2004年3月19日から無期限とします。ただし、後記「（5）その他 1）信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、信託期間を2026年11月12日までとします。